

2 耐震診断要領

■ 採用する耐震診断法 ■

国土交通省住宅局が監修し、(一財)日本建築防災協会が編集した「木造住宅の耐震診断と補強方法(2012年改訂版又は2004年版)」による「一般診断法(方法1)又は(方法2)」等による診断を行い、「木造住宅耐震診断結果報告書」を作成する。

ただし、上記「一般診断法」による診断は、同等の診断方法による診断を実施して、報告書を作成してもよい。

《報告書作成上の留意点(マニュアル様式の取扱い)》

「木造住宅耐震診断結果報告書」を作成する場合における当マニュアルの「4.耐震診断結果報告書」に示す様式(マニュアル様式)の取扱いについては、次のとおりである。

マニュアル様式の電子データ：愛媛県HP(えひめの木造住宅の耐震化)

<http://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/taishin/mokutaishin-shindan-manu.html>

1) 耐震チェックプログラムによる場合

過去耐震診断補助事業創設時から多くの診断事務所が利用している『耐震チェックプログラム』については、出力する報告書が、当マニュアル様式(様式1～様式14)に対応していることから、追加作成を要しない。

【参考】耐震チェックⅤの特徴

1) 耐震診断内容は耐震チェックⅢと同じ。

(『2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法』(一財)日本建築防災協会)に対応)

2) 愛媛県の所定様式による出力についても対応済み。

2) (一財)日本建築防災協会の認定プログラムによる場合

認定プログラムで出力した様式に、当マニュアル様式のうち、様式1、様式3-2(認定プログラム用)、様式13及び様式14*を作成し、添付することとする。(※様式14については、出力した様式に同程度の内容が記載されている場合に限り、添付は不要とする。)

3) 上記1)、2)に該当しない診断プログラム

木造住宅耐震診断評価委員会の評価対象外としているため、補助事業上の使用は認められない。